

(公社)日本鑄造工学会北海道支部委員会内規

昭和41年 6月24日 制 定
昭和49年 6月28日 一部改定
平成14年 7月 5日 一部改正

第1条 理事会は常務を円滑に処理するために次の委員会を置く。

企画・技術委員会 編集委員会 Y F E委員会

第2条 委員は理事会が理事および会員中より推薦し、支部長が委嘱する。

第3条 各委員会に委員長をおき、理事および評議員がこれにあたる。

第4条 委員長は委員会を総括し、理事会との連絡をとる。

第5条 企画・技術委員会は業務の立案、進行および技術に関する事項を担当する。

委員は総務、財務および技術に関する事項を分担する。

第6条 Y F E委員会は本部Y F E委員会と連携して若手技術者育成に関する事項を担当する。

第7条 会報編集委員会は会報発行業務の立案、編集、発行に関する事項を担当する。また、広報活動の一環として当委員会の中にホームページ小委員会を置く。

第8条 委員の任期はその年度内とし重任を妨げない。

(公社)日本鑄造工学会北海道支部専門別研究会運営規則

平成 2年 6月 3日 制 定
平成14年 7月 5日一部改正

(専門別研究会)

第1条 専門別研究会は、企画・技術委員会によって定められたテーマについて研究活動を行う。

(委 嘱)

第2条 専門別研究会の主査は、企画・技術委員長が企画・技術委員会及び理事会の議を経て支部長に推薦し、支部長はこれを委嘱する。

第3条 研究委員は、主査が企画・技術委員会の議を経て支部長に推薦し、支部長はこれを委嘱する。ただし、必要に応じて学識経験者を委嘱することができる。

(任 期)

第4条 主査及び研究委員の任期は、研究会の研究期間とする。ただし、第5条より研究期間が延長された場合は、その期間だけ任期を延長することができる。

(研究期間)

第5条 研究会の活動期間は2年間とし、必要がある場合は企画・技術委員会の議を経て、理事会の承認を得たうえ、1年間に限り延長することができる。